

## 実質化された人・農地プランについて

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
片品村	第2区（摺淵・幡谷）	令和3年3月29日	—

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	81.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	47.6 ha
③地域内における <b>75歳以上</b> の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明（いない）の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業従事者の高齢化や担い手（後継者）不足のため、農地の集積・集約化は厳しい状況である。</li> <li>・ 小規模農家や兼業農家が多く、現状の経営規模を維持するのも厳しく、農地の集積は出来ない。</li> <li>・ 田畑は狭小で農道も狭く、場所によって機械が入れないため荒廃農地が拡大している。</li> <li>・ クマ、イノシシ、シカによる鳥獣被害が深刻であり、今後作付けしなくなる農地が増え、荒廃化する恐れがあり、鳥獣被害防止対策が必要である。</li> <li>・ 農業用水がないため、入作を希望する認定農業者や新規就農者を受入れるには、農業用水を地区外から運搬する必要がある。それにより、作付農作物によっては入作も可能である。</li> <li>・ 農業だけでは生計が厳しく、新規就農者が生計を立てられるよう、農業機械等のリースや貸出など負担軽減となる支援が必要である。</li> </ul>
--

### 3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地利用を中心経営体である認定農業者だけで担うことは出来ない、そのため地域の中心経営体以外の農業者や兼業農業者にも協力していただく。</li> <li>・ 作付品目によっては入作を推進する。</li> </ul>
---

(参考) 中心経営体 【第2区】

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積 (ha)	経営作目	経営面積 (ha)	農業を営む範囲
認農	農業者1	野菜	0.25	野菜	0.25	2区
認農	農業者2	野菜、果樹他	0.9	野菜、果樹他	0.9	2区
認農	農業者3	野菜、花卉他	0.63	野菜、花卉他	0.63	2区
認農	農業者4	野菜、花卉他	0.7	野菜、花卉他	0.7	2区
認農	農業者5	野菜、花卉	0.6	野菜、花卉	0.6	2区
認農	農業者6	野菜、水稲	0.39	野菜、水稲	0.39	2区
認農	農業者7	野菜、水稲	0.4	野菜、水稲	0.4	2区
認農	農業者8	野菜、花卉他	0.52	野菜、花卉他	0.65	2区
認農	農業者9	野菜	0.21	野菜	0.21	2区
認農	農業者10	野菜	0.6	野菜	0.6	2区
認農	農業者11	野菜、花卉他	0.7	野菜、花卉他	0.7	2区
計	11人		5.9		6.03	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p><b>【農地中間管理機構の活用方針】</b>          狭小な畑が多く農道も狭いが、条件が整えば農地中間管理機構の活用を検討していく。</p>
<p><b>【鳥獣被害防止対策の取組方針】</b>          ・農作物被害が多いため地域で協力して、わな免許取得を推進し鳥獣対策を検討していく。          ・獣の隠れ場所となる畑横の荒れた山林の整備を検討していく。</p>
<p><b>【多面的機能支払制度の取組方針】</b>          ・地域の農地・水路・農道や鳥獣防護柵などを共同で維持管理するため、多面的機能支払制度の活用を継続し、地域によっては活用を検討していく。</p>